

毎月勤労統計調査特別調査へのお願い

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改定審議等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いして調査票を作成いたします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査の重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願いいたします。

沖縄県統計課 人口社会統計班 ☎ 098-866-2050

消費税及び地方消費税の中間申告の方法と納付

石垣税務署よりお知らせ ☎ 0980-82-3074

個人事業者の方で、令和2年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。※「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

1 前年実績による中間申告	令和2年分の確定消費税額により算出した中間納付税額を記載した中間申告書及び納付書を税務署から送付しますので、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。 <table border="1"><thead><tr><th>令和2年分の確定消費税額</th><th>中間申告・納付の回数</th><th>申告・納付期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>48万円超 400万円以下</td><td>年1回</td><td>令和3年8月31日 (振替日) 9月28日</td></tr><tr><td>400万円超 4,800万円以下</td><td>年3回</td><td>国税庁ホームページでご確認ください。</td></tr><tr><td>4,800万円超</td><td>年11回</td><td></td></tr></tbody></table>	令和2年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	申告・納付期限	48万円超 400万円以下	年1回	令和3年8月31日 (振替日) 9月28日	400万円超 4,800万円以下	年3回	国税庁ホームページでご確認ください。	4,800万円超	年11回	
令和2年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	申告・納付期限											
48万円超 400万円以下	年1回	令和3年8月31日 (振替日) 9月28日											
400万円超 4,800万円以下	年3回	国税庁ホームページでご確認ください。											
4,800万円超	年11回												
2 仮決算に基づく中間申告	各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。												
※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取扱い	中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、提出期限の延長が認められます。 詳しくは、国税庁HP（国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ）をご覧ください。												

詳しくは『国税庁 ホームページ』をご確認ください。

水難事故防止運動実施中～8月31日

かっこいい ライフジャケット つけるばく

海や河川の利用には、常に水難事故の危険が！

○魚とり、魚釣り、マリンレジャーをするときには、必ず『ライフジャケット』を着用しましょう！

○荒天時、体調不良時、飲酒時には、海や河川には入らないようにしましょう！

○子どもだけでの水遊びは危険です！見かけたら必ず注意しましょう！

「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」が改正されました。

○スノーケリング業をしている方は、届出が必要になりました。(11月1日まで)

○マリンレジャー事業の届出について、欠格事項が定められました。

○条例違反に関する行政処分が定めされました。

●詳しくは、沖縄県警ホームページをご覧ください。

【問合せ】八重山警察署 ☎ 0980-82-0110

知っていますか？建退共制度

法律に基づく、建設現場労働者の退職金制度です

加入できる事業主：建設業を営む方

対象となる労働者：建設業の現場で働く人

掛金：日額310円（令和3年10月から日額320円）

★特徴

◎国の制度なので安全、確実、申し込みは簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

制度説明動画、Q&Aなど情報をホームページで公開中！
『建退共』で検索



【問合せ】建退共沖縄支部 ☎ 098-876-5214

